

※平成22年3月19日開催・説明会資料の中の検討
事項がまとまりましたのでお知らせします。

浄化槽設置手続きについて

【事務手続き変更資料】

平成22年4月スタート

社団法人 徳島県環境技術センター

平成22年4月からの浄化槽設置手続きについて

(目 次)

- 浄化槽設置手続きに関する費用について … P 3
- 浄化槽設置手続き用紙の様式変更について … P 3
- 浄化槽設置手続きに関する添付書類について … P 4
- 浄化槽設置手続きに関する書類の流れについて … P 5
- 「浄化槽設置届出書」について … P 6～P 7
- 「浄化槽設置に関する計画書について … P 8～P 9
- その他の書類の提出部数について … P 10
- 届出手続きに関する問い合わせ先 … P 10

浄化槽設置手続きに係る費用が変わります

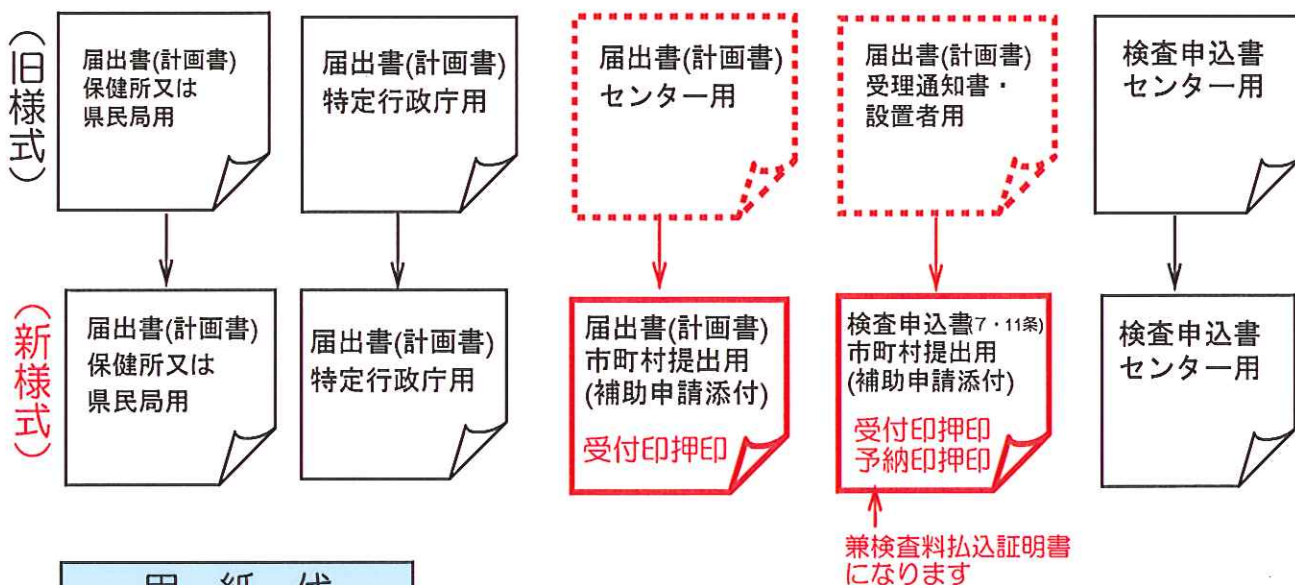
設置届出書（又は計画書）受付の際、7条検査料に加え、**※初回11条検査料も予納**となります。届出経費は廃止になります。 ※変更手数料も廃止になります。

H22年3月まで		H22年4月より	
浄化槽の規模	7条検査料 +届出経費	浄化槽の規模	7条検査料+ 11条検査料(1回)
5～10人槽	15,000円	5～10人槽	14,000円
11～50人槽	17,000円	11～20人槽	18,000円
51～500人槽	35,000円	21～50人槽	19,000円
501人槽以上	70,000円	51～500人槽	27,000円
		501人槽以上	37,000円

※は補助対象外は任意です。

「届出書」及び「計画書」の様式が変わります

- ◇5部複写は従来通り、今までは補助金申請用などに別途コピーが必要でしたが、変更後の様式は、補助金申請用添付書類を組み込みました。設置者への受理通知書はセンターでデータ入力したものを別途出力し、後日設置者へ送付します。
- ◇新様式への切替え期間として、**1カ月の猶予期間**を設けます。**4月30日**までは、**新・旧どちらの様式でも提出できます。**
- ◇変更届出書及び変更計画書も同様の扱いとなります。



用紙代

- 「届出書」及び「計画書」…一部200円（現行と同じ）
※旧様式は、センター各支所にて新様式に交換します（無料）。
- 「変更届出書」及び「変更計画書」…一部200円（H22年4月より有料）
※旧様式との交換は出来ません、センター各支所にてご購入願います。

（注意）旧様式か新様式かは、用紙右下角の印刷年度で区別して下さい。
H22.3以降の日付が新様式です。

50人槽以下の添付書類が変わります

- ◆「設置届出書」及び「設置計画書」提出時に添付していた各種書類を簡略し、手続きの簡素化を図ります。

(平成22年4月からの添付書類)

○「設置届出書」

- ・建築用途に関係なく … ①附近見取り図 ②誓約書 ③契約書

○「設置計画書」建築用途により添付図面が異なります。

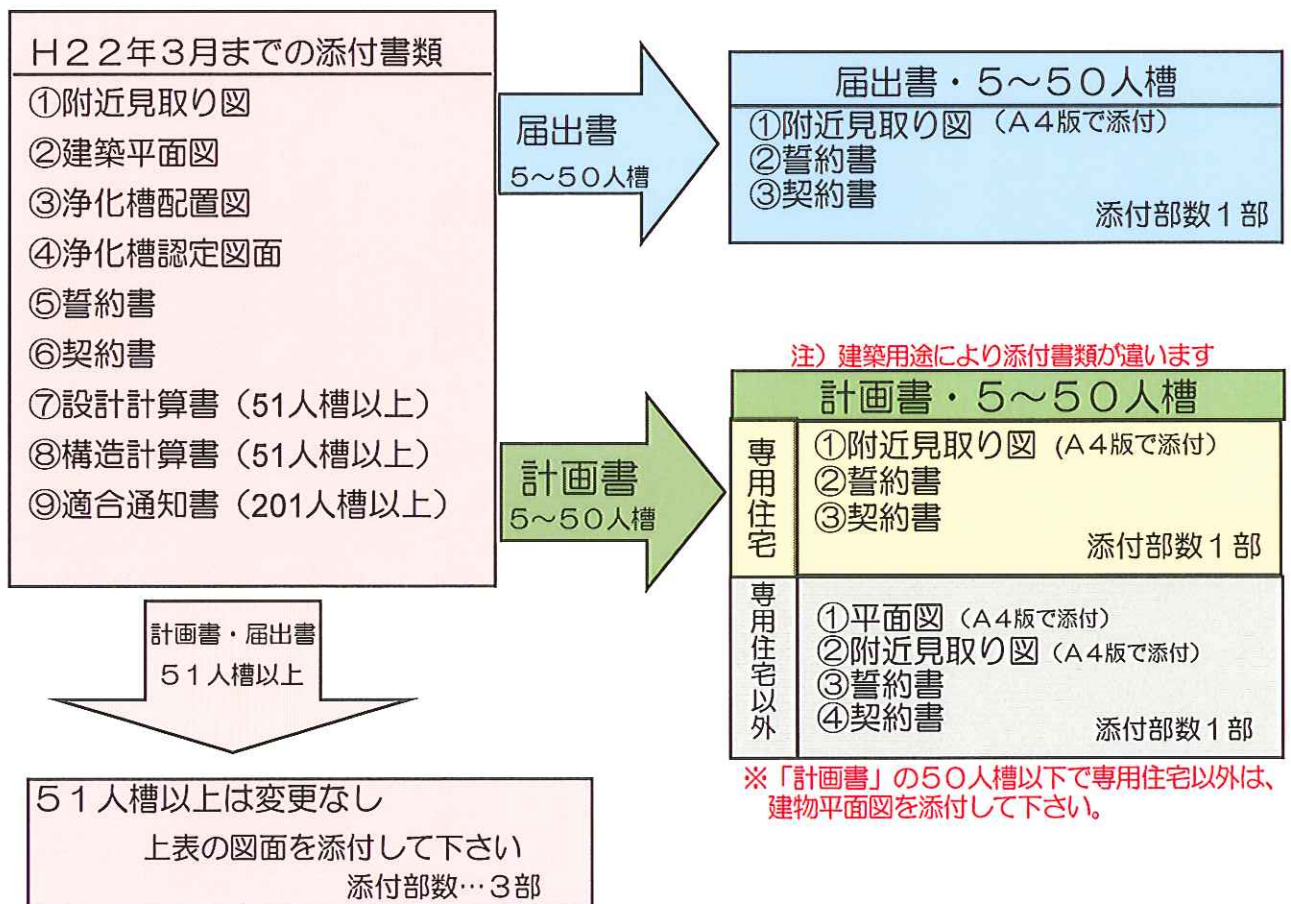
- ・専用住宅 … ①附近見取り図 ②誓約書 ③契約書
- ・専用住宅以外 … ①平面図 ②附近見取り図 ③誓約書 ④契約書

○但し、51人槽以上については、従来通りの書類添付をしてください。

- ◆設置届出書の11欄には、別紙添付ではなく、必ず「見取り図」「配置・間取図」の記入をお願いします。(詳細P6～P7参照)
- ◆設置計画書の11の欄には別紙添付ではなく、必ず「見取り図」「配置図」の記入をお願いします。(詳細P8～P9参照)
- ◆「記載事項変更届出書」で床面積を変更する場合。
 - 届出書の記載変更 → 変更後の欄に書込(北-)又は裏面に書込(コピー)
 - 計画書の記載変更 → 専用住宅…平面図添付無 専用住宅以外…平面図添付要
- ◆各支所毎に書類の添付部数が違っておりましたが、4月より統一します
(3月まで) 1～3部添付 → (4月から) 1部添付 (51人槽以上は従来通り3部)

浄化槽認定図面について (5～50人槽)

- ◆浄化槽認定図面の添付が無くなりますので、特定行政庁用に認定図面の綴じ込みは出来ません。また、書類のルートも変更になりますので、建築確認申請書に予め浄化槽認定図面を添付しておいてください。

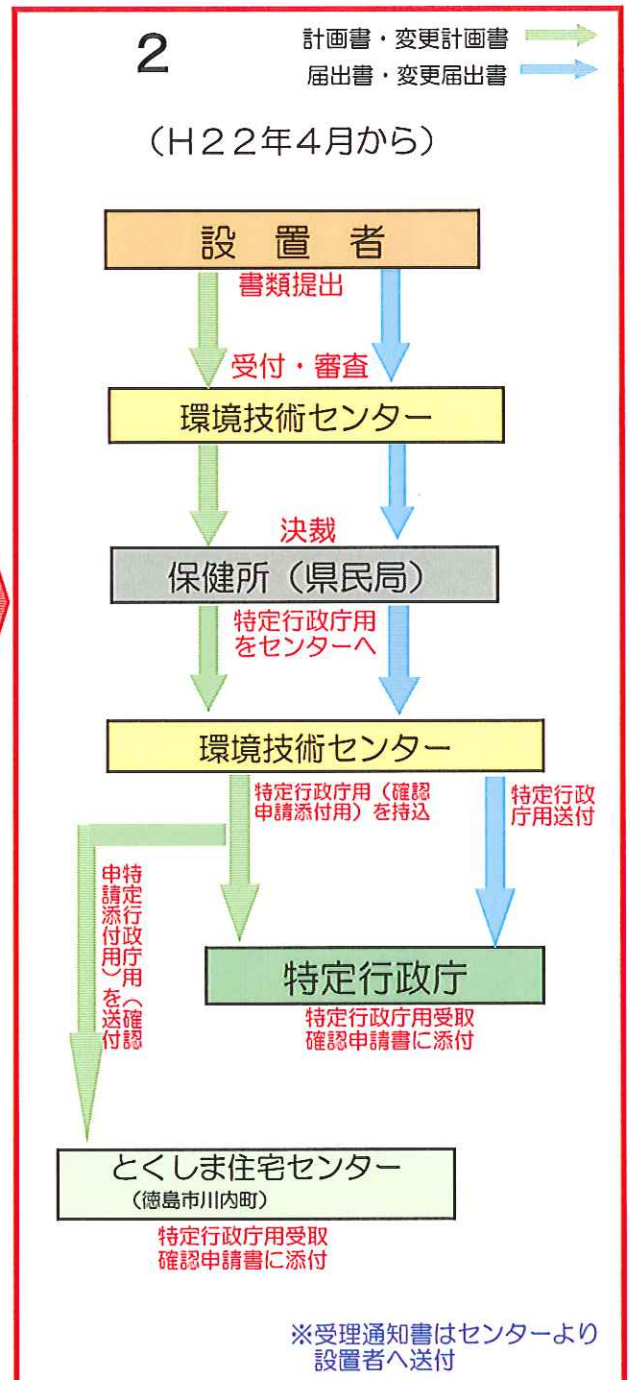
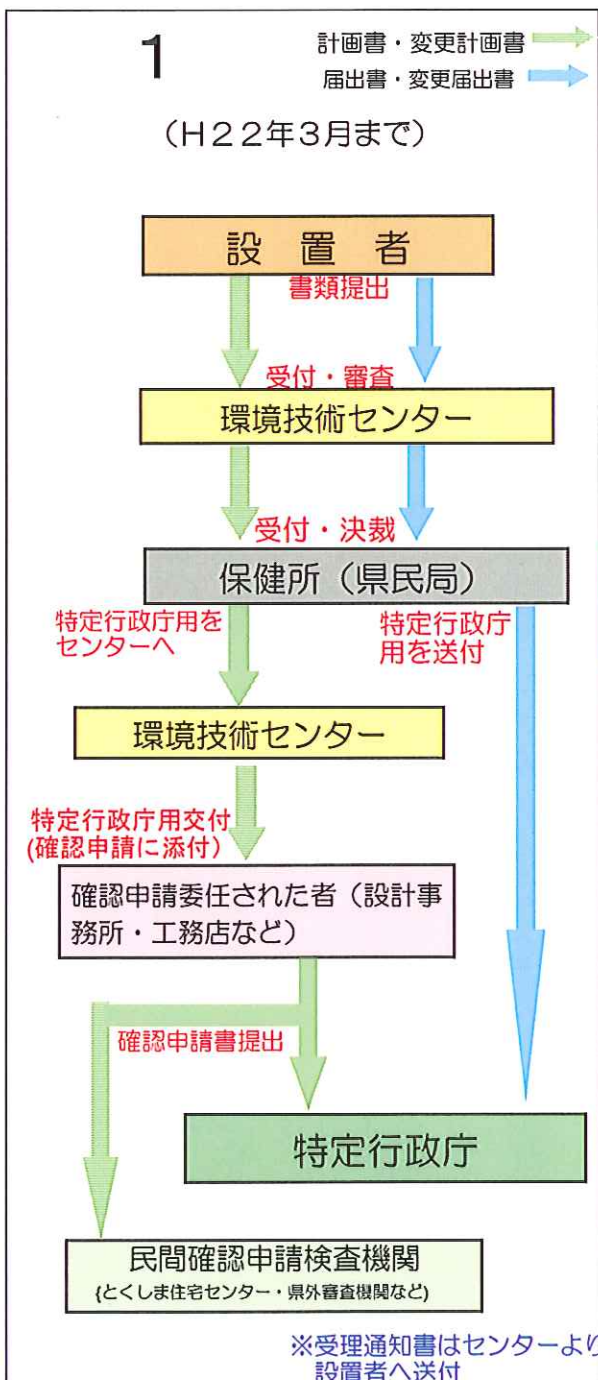


書類の流れが変わります

- ◆「計画書」「変更計画書」の特定行政庁用（確認申請書添付用）は、センター各支所窓口にて発行しておりましたが、H22年4月からは、センターより各管轄の「特定行政庁」に持込又は、「とくしま住宅センター（以下住宅センター）」へ送付します。
- ◆但し、県外の建築確認検査機関に提出する場合は、従来通り1になります。
- ◆計画書・変更計画書提出時には、どこの機関に確認申請を提出するかお知らせ下さい（ない場合は管轄の特定行政庁へ送付します）。
- ◆持込（送付）の回数
 - ・徳島市役所建築課…… 1週間に1回予定
 - ・徳島市役所以外 …… 1週間～10日に1回予定

※「届出書」「変更届出書」は、センターが保健所(県民局)に変わり送付する事になるだけで、流れは変わりません。

(注) 県外の確認申請検査機関で確認申請する場合は、4月以降も1になります。



浄化槽設置届出書

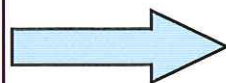
汲み取りから浄化槽にする、既設浄化槽を廃止し入れ替えるなど、建築確認申請書（又は計画通知）を要しない建物に浄化槽を設置しようとする時は、浄化槽設置届出書（以下「届出書」）により提出して下さい。

新築又は増築するが、建築確認申請書（又は計画通知）を要しない建物に浄化槽を設置しようとする場合も、「届出書」を提出して下さい。 **浄化槽法第5条第1項**

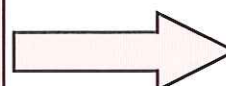
◆H22年4月より50人槽以下の添付書類が変わります

H22年3月までの添付書類

- ① 附近見取り図
- ② 建築平面図
- ③ 浄化槽配置図
- ④ 浄化槽認定図面
- ⑤ 誓約書
- ⑥ 契約書
- ⑦ 設計計算書（51人槽以上）
- ⑧ 構造計算書（51人槽以上）
- ⑨ 適合通知書（201人槽以上）



5 ～ 50 人 槽 ま で	H22年4月からの添付書類
	① 附近見取り図（A4版で添付）
	② 誓約書
	③ 契約書
	添付部数 1部



51人槽以上は変わりません
左表の書類を添付してください。
添付部数…3部

●添付書類変更に伴い届出書の記入の仕方が変わります

右頁にあるように11欄に「附近見取り図」「建物平面図・配置図」を記入していただくようになります。

※記入例は右頁を参照ください。

◇添付書類の注意点

- ① インターネット等で出力した地図を添付するケースが増えていますが、目印となるような物がなく、設置場所の点がついているだけのものが見受けられます。住宅地図を添付して下さるようお願いいたします。（注）地図はA4版で添付願います。

Q & A

Q1. 書き込みせずに別紙添付ではいけませんか？

A1. 支所毎に添付部数が違うとかの煩雑さや、書類が不足している為後で持って来ていただいたり、書類が揃うまで「届出書」の処理が保留になったりケースをなくし、又添付書類の簡素化により「届出書」の処理もスムーズになりますので、11欄にはご記入ください。

Q2. 平面・配置図を書き込むのではなく、11欄にコピーしても可ですか？

A2. はい、縮小などして11欄にコピーしても結構です。

Q3. どうしても11欄に記入（コピー）できない場合は？

A3. その場合は、届出書裏面にコピーするか、また、コピーしたものを11欄に貼り付けしても可です。

Q4. 「届出書」を旧様式で提出する場合はどうなりますか？

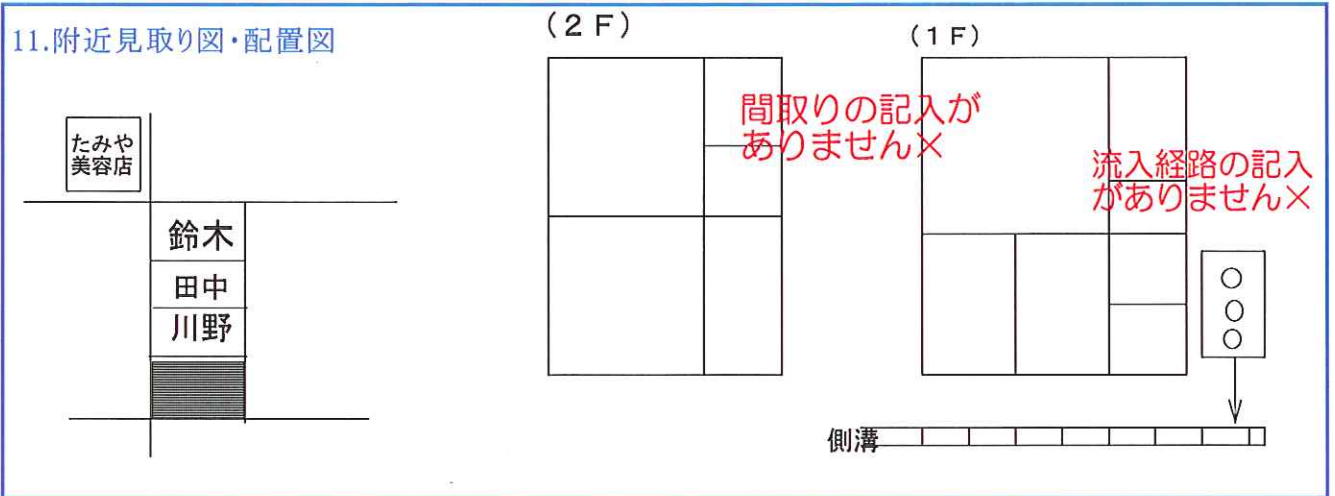
A4. 旧様式で提出された場合も、4月1日以降の添付書類及び記入は、新方式でお願いします。旧様式には補助金申請添付用が組み込まれていませんので、必ず写しを付けてください。

新旧の様式及び記入方式への切り替えとして、1カ月程度の猶予期間を設けますが、新方式への切り替えにご協力をお願いします。

浄化槽設置届出書、11欄記入例

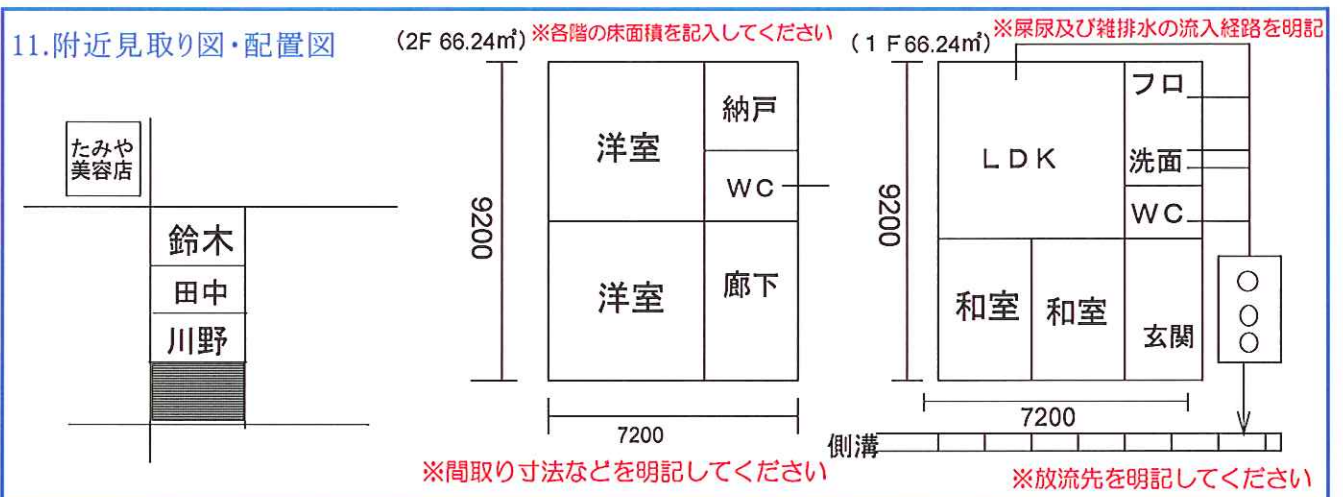
よくない記入例

11. 附近見取り図・配置図



正しい記入例

11. 附近見取り図・配置図



◆ 記入の注意点

- ① 「届出書」は、建築確認申請書を伴いませんので、特定行政庁に建築用途・面積などが判断出来るよう間取り(平面図)・寸法など記入してください。
各階の床面積等も記入してください。
- ② 配置図には浄化槽までの流入経路、浄化槽から放流先までの放流経路及び放流先を明記してください。
- ③ 放流先が「既設排水管」となっているケース見受けられますが、排水管からどこへ放流するかを明記してください。

浄化槽設置に関する計画書

新築又は増築をし、建築確認申請書（又は計画通知）を要する建物に浄化槽を設置しようとする時は、「浄化槽設置に関する計画書」（以下「計画書」）により提出してください。

徳島県浄化槽事務取扱要領第2条第2項第1号

（注）地域により新築建物でも建築確認申請を要しない場合や、増築の規模により建築確認申請を要しない場合がありますので、事前に確認してください。

●H22年4月より50人槽以下の添付書類が変わります

H22年3月までの添付書類 ①附近見取り図 ②建築平面図 ③浄化槽配置図 ④浄化槽認定図面 ⑤誓約書 ⑥契約書 ⑦設計計算書（51人槽以上） ⑧構造計算書（51人槽以上） ⑨適合通知書（201人槽以上）
--

5~50人槽

51人槽以上

5~50人槽まで	
専用住宅	①附近見取り図(A4版で添付) ②誓約書 ③契約書 添付部数1部
専用住宅以外	①平面図(A4版で添付) ②附近見取り図(A4版で添付) ③誓約書 ④契約書 添付部数1部

50人槽以下で専用住宅以外は、建物平面図を添付して下さい。

51人槽以上は変わりません
左表の書類を添付してください。
添付部数…3部

●添付書類変更に伴い、計画書の記入の仕方が変わります

◇右頁にあるように11欄に「附近見取り図」「配置図」を記入していただくようになります。
※記入例は右頁を参照ください。

Q & A

Q1. 書き込みせずに別紙添付ではいけませんか？

A1. 支所毎に添付部数が違うとかの煩雑さや、書類が不足している為後で持って来ていただいたり、又書類が揃うまで計画書の処理が保留になったりなどのケースをなくし、添付書類の簡素化により計画書の処理もスムーズになりますので、11欄にはご記入ください。

Q2. 附近見取り図と配置図を11欄にコピーしてもよいのですか？

A2. はい11欄にコピーしてもらって結構です。

Q3. どうしても11欄に記入（コピー）出来ない場合は？

A3. その場合は、計画書裏面にコピーするか。また、コピーしたものを11欄に貼り付けしても可です。

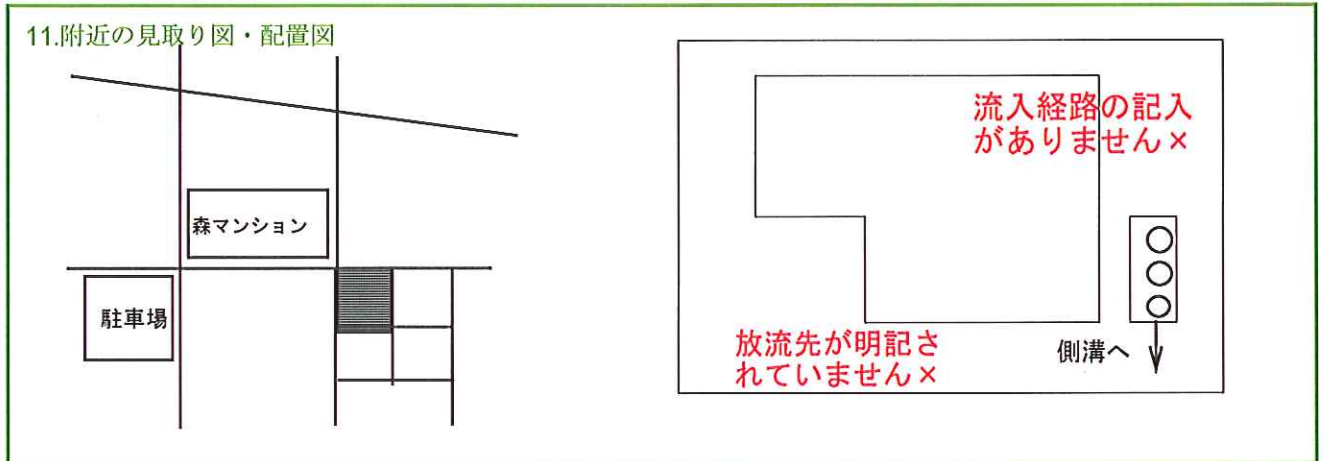
Q4. 「計画書」を旧様式で提出する場合はどうなりますか？

A4. 旧様式で提出された場合も、4月1日以降の添付書類及び記入は、新方式でお願いします。旧様式には補助金申請添付用が組み込まれていませんので、必ず写しを付けてください。

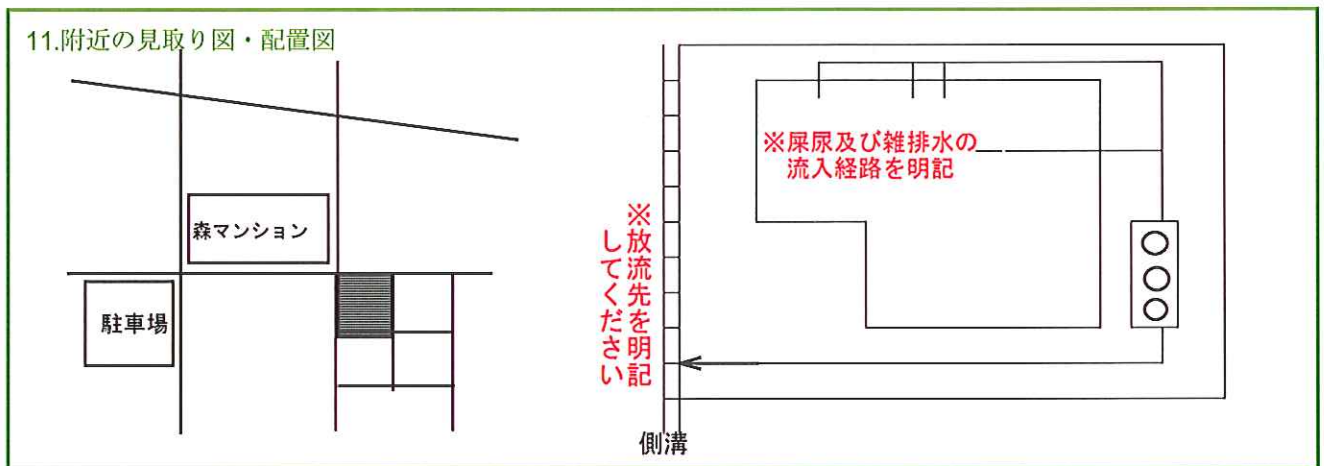
新旧の様式及び記入方式への切り替えとして、1カ月程度の猶予期間を設けますが、新方式への切り替えにご協力をお願いします。

浄化槽設置に関する計画書、11欄の記入例

よくない記入例



正しい記入例



「計画書」は、建築確認申請書に建築平面図等が添付されておりますので、「届出書」のように間取り等の記入はいりません（建築主事が平面図・人員算定等を審査）。

◆ 記入の注意点

- ① 配置図には浄化槽までの流入経路、浄化槽から放流先までの放流経路及び放流先を明記してください。
- ② 放流先が「既設排水管」となっているケース見受けられますが、排水管からどこへ放流するかを明記してください。

◆ 添付書類の注意点

- ① インターネット等で出力した地図を添付するケースが増えていますが、目印となるような物がなく、設置場所の点がついているだけのものが見受けられます。住宅地図を添付して下さるようお願いいたします。
（注）地図はA4版で添付願います。
- ② 新規分譲地及び開発地などは、添付の住宅地図に区画を明記していただくか、区画図も添付願います。

その他の書類の提出部数について

書類の名称	提出部数	備 考
①記載事項変更(訂正)届出書	3部	※①～④の書類について 補助金申請をする場合は、市町村提出用にもう1部 (コピー)をご用意ください。
②浄化槽使用開始報告書	2部	
③浄化槽使用廃止届出書	2部	
④浄化槽管理者変更報告書 (※新管理者の誓約書添付要)	2部	
⑤浄化槽技術管理者変更報告書 (※技術管理者の資格を証する書類添付要)	2部	
⑥浄化槽工事完了報告書	2部	
⑦浄化槽取り下げ届出書	2部	

お問い合わせは、下記センター窓口へ

社団法人 徳島県環境技術センター	〒770-8001 徳島市津田海岸町2-33	TEL088-636-1234 FAX088-636-1122
------------------	---------------------------	------------------------------------

<支 所>

支 所 名	所 在 地	T E L F A X	担 当 地 区
徳島支所	〒770-0855 徳島市新蔵町3丁目80 (徳島保健所3F)	TEL 088-657-1717 FAX 088-657-1777	徳島市・小松島市・ 鳴門市 藍住町・北島町・ 板野町・松茂町・ 上板町 石井町・神山町 佐那河内村 勝浦町・上勝町
小松島支所	〒773-0014 小松島市堀川町1-27 小松島県民サービスセンター内	TEL 0885-33-1671 FAX 0885-33-1671	
鳴門支所	〒772-0017 鳴門市撫養町立岩七枚128 鳴門合同庁舎(鳴門県民サービスセンター内)	TEL 088-686-6722 FAX 088-686-6722	
阿南支所	〒774-0011 阿南市領家町野神319 南部総合県民局 保健福祉環境部 阿南庁舎内	TEL 0884-22-2862 FAX 0884-24-9990	阿南市 那賀町 美波町 牟岐町 海陽町
海部支所	〒779-2305 海部美波町奥河内弁才天17-1 南部総合県民局 美波庁舎	TEL 0884-77-2144 FAX 0884-77-2144	
阿北支所	〒776-0010 吉野川市鴨島町字鴨島106-2 吉野川保健所内	TEL 0883-36-9100 FAX 0883-36-9100	阿波市 吉野川市
美馬支所	〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73 西部総合県民局 美馬庁舎	TEL 0883-53-9661 FAX 0883-53-9661	美馬市 つるぎ町 三好市 東みよし町
三好支所	〒778-0002 三好市池田町マチ2415 西部総合県民局 三好庁舎	TEL 0883-72-5510 FAX 0883-76-0451	